

神宮曆の頒布を停止する要ありと認む
る根據附向迄の官製曆書に候する意見

東京天文臺長 関口 鯉 吉

一 聯合國軍司令部指令本文、要旨中(一)項に

(1) 日本政府の中央及地方機關並に公的資格で
行動する官吏及びその下僚は神道の主唱、後援、
繼續、統制、普及、禁止せらる。此の命令を直ちに
実施すべきである。

とある。

二 現行大麻曆には神道の後援普及を意図せる事
項(一例へば神社祭祀等)を掲げてある。

三 神部署發行の昭和二十一年曆書の（其他神社若くは神道關係の諸団体の意圖に依りて成れる曆書も含む）頒布は前項「神道之後援並り及」に當る行為である。是れが政府の機關（神部署も其の一例）に依りて爲さるゝことを禁ぜられ、而も其禁令は直ちに實施することを求められて居るのである。故に昭和二十一年神宮曆は既に發行せられたものであるにか、はら

ず其の頒布と直ちに差し止むべきものと解釈される。頒布の継続は後援普及の行為の継続を意味する故である。殊に此種行為の効果を目標として發せられた指令なる点に見て右の解釈は當然である。

四 國家主義を強調した國定教科書が發行すみの

ものなるにか、はらす。その使用又は流布を阻止すべき十分なる措置を構せざりしことが、聯合軍司令部の指令にもとりしとして、當局の責任を問はし。事例は前項解類を裏づけるものと思ふ。

五 編纂者たる天文臺は発行期日以後に於ける當該曆書の取扱並其効果に對て責任を有せずとするは當らざる。編纂者は頒布に依つて編纂事項が民心に與ふべき影響を判断して、適當の指示を發行者に與ふる責任を有する。殊に著作者は當該出版物が社會に悪影響あることを不可侵的指示に依つて示さしたる場合、當該出版物の流布の停止を發行者に要求すべきものと解せらる。

此場合
少くとも著者は其出版物の取扱に關する發行者の考
慮を促すべき、道義的責任を有する

六、國家機關に依つて編製する、曆は特別の思想心
体系に基く事項を過重に尊重せる内容を具へ
ざるべき要求に従ひ天文臺官制に依る曆書編
製は亦今一宗一派の事業と無關係の立場に於
て純然たる天文曆のみを掲げて國家的基準を
示し、之を引用して各宗各派が特徴ある曆を編
纂するは其意に任かせ天文臺は之に關與せざ
る可とする